

2008年度版テキストを発行するにあたり、法改正等に伴い2007年度版テキストから改訂した主要な箇所を掲載します。2007年版テキストの該当箇所と以下の記載を照らし合わせて確認してください。

序章 「ビジネス法務の実務」

序章に企業活動に伴うリスクに関する記述を追加した。

【企業を取り巻くリスクとビジネス実務法務】

1 企業活動に伴うリスク

(1) リスクとは

リスクという言葉は様々に定義されているが、一般的には何らかの損害を被るおそれのある不確実性の意味で使われることが多い。この意味でのリスクは、企業活動においても存在する。例えば、天災による被害に関するリスク、従業員の死亡による損害に関するリスク、損害賠償責任の負担に関するリスクなどである。これらのリスクが顕在化すれば企業は損失を被る。

一方、企業活動においては、利益を生む可能性がある反面、失敗すれば損失を被るといような取引を行うか否かの経営判断を迫られることがある。例えば、外国企業との取引に存在する為替の変動などである。このような利益か損失かの不確実性も企業活動におけるリスクといえる。

したがって、企業活動におけるリスクを定義付けようとするれば、ある事象が発生する可能性がある不確実性ということになる。なお、リスクに関する伝統的分類に従うと、前述の損害のみに関するリスクを純粹リスク、損害か利益かに関するリスクを投機的リスクという。

企業においては、純粹リスクおよび投機的リスクのいずれも考慮した経営をする必要があることはいうまでもないが、両者の処理方法は必ずしも同一に論じられるものではなく、ここでは主に純粹リスクを念頭において説明する。

(2) リスクマネジメントとは

リスクマネジメントについても、リスクと同様に様々な定義付けがなされているが、一般的には企業が効率的にリスクを予防する施策を講じるとともに、リスクが顕在化したときの処理をあらかじめ定めておくことにより、リスクを管理する一連の経営活動をいう。

従来、企業活動におけるリスク管理は、日常の防火訓練、重要財産への保険の付保、工場内の事故防止対策など、主として災害に対する備えという観点が重視され、しかも、各部門単位、各事業所単位での対策が中心で、全社的な対策を十分に行っているという企業は必ずしも多くはなかった。ところが、近年、企業の事故や不祥事が続発したことで、従来のリスク管理の不十分さが露呈した。また、社会経済事象の変動により、企業を取り巻く環境が著しく変化したことに伴い、以前は取り立てて問題とされなかったリスクについても対処する必要性が生じてきた。このような事情から、従前のリスク管理体制が見直されてリスクマネジメントの重要性が認識されるようになった。また、わが国では平成 13 年にリスクマネジメントシステムに関する国内規格(後述する JIS Q2001「リスクマネジメントシステム構築のための指針」)が制定された。このような事情を背景として、企業が全社的な対応で積極的にリスクマネジメント体制を構築する機運が高まっており、現在、多くの企業でリスクマネジメントに関する具体的な取り組みが行われている。

(3) リスクの洗出しと分析

リスクマネジメントは、一般的に、 リスクの洗出し、 リスクの分析、 リスクの処理、 結果の検証という、4段階のプロセスを経て行われることは3級テキストで説明した。ここでは、これらのプロセスのうち、 リスクの洗出しと リスクの分析について説明する。

ア) リスクの洗出しについて

リスクマネジメントを実施するためには、まず何よりも企業活動に潜んでいるリスクを認識しておかなければならない。そこで、リスクマネジメントにおいて最初に実施すべきことは、想定されるリスクをすべて洗い出すことである。ここでは企業が自社の業務を遂行するに伴って発生するであろうリスクを、漏れがないように発見することが重要である。

具体的な洗出しの方法として、例えば、自社や同業他社の事象事例等の調査、自社の財務諸表や各種契約書等の確認、社内外のアンケートの実施等により必要な情報を取得し、これらの情報から考えられ得るリスクをリストアップする方法が挙げられる。

イ) リスクの分析

リスクを洗い出せたら、そのリスクが顕在化する確率と顕在化したときの損害の規模を算定することになる。これらを算定する方法として、発生確率や損害規模を数量的に把握する定量的分析と、数値以外の基準により把握する定性的分析とがある。定量的分析はリスクを数値として把握するため、分析の内容が具体的である反面、数値化の作業が困難であるという欠点がある。一方、定性的分析は、リスクの大きさを大中小などと分類するため、作業自体は比較的容易ではあるが、分析結果が曖昧となるという欠点がある。そこで、これらの数値または基準を適宜組み合わせて利用することでリスクの分析が行われる。

具体的には、過去の事例などの記録、各種統計資料等からリスクの顕在化の確率を予測するとともに、自社の財務状況等から損害の規模を推測して分析する。そして、分析されたリスクについては、図表やグラフなどを活用して顕在化の確率と損害の規模とが一覧できるような形に整理し、これに基づいてリスクの処理を行う。

2 リスクマネジメントとビジネス実務法務

(1) 法務リスクとビジネス実務法務

ビジネス実務法務においては、法務リスクに関するリスクマネジメントが重要であることは言うまでもない。そして、法務リスクのうち主要なリスクについてはすでに3級テキストで説明した。ここでは重要な法務リスクについて、その特徴やリスクマネジメントについて説明する。

ア) 企業取引にまつわるリスク

企業取引にまつわるリスクには、契約締結上のリスクや契約履行上のリスク等の多種多様なものがある。これらのリスクのうち、特に企業活動にとって甚大な影響を及ぼすおそれのあるリスクは取引先の倒産リス

クである。この倒産リスクはあらゆる業種のあらゆる企業に常に存在するという特徴があり、しかも、中小企業間の取引では、他のリスクに比して顕在化の確率も高く、特定の取引先に依存する企業が多いこともあり、リスクが顕在化した場合の影響も大きい。これはバブル経済崩壊後における連鎖倒産の事例を見ても顕著である。

倒産リスクに関するリスクマネジメントについては、まず、他のリスクについても同様であるが、何よりも重要なのはリスクを顕在化させないための予防である。倒産リスクは、他のリスクに比して顕在化の予測がしやすいという特徴があるため、早期に取引先の変化を察知し、十分な対策を講じる必要がある。

具体的な対策としては、まず、取引先の決算書類、有価証券報告書等を確認することにより資産・負債等の財務状況、主要仕入先、販売先、取引銀行等を把握した上、取引先の財務状況から利益率や自己資本比率等を算出し、安全性、収益性、成長性を分析する。また、実際に取引先に赴いて機械装置等の設備、稼働状況、在庫管理の状況等を調査するほか、経営者と面談して経営能力、経営方針、経験年数、個人資産等を調査する。さらに、民間信用調査機関を利用して調査を行うことも検討すべきである。

また、連鎖倒産のリスクは、いわゆる自転車操業、すなわち、売掛金の入金とその直後の支払いの原資に充てるといった形の資金繰りを行うことによって格段に高まる。取引先の資金繰りについては、売掛先の多少の焦げ付きは常にあり得るものという意識の下、調査および分析を行うことが必要である。

これらの調査により得られた情報を基に総合的なリスク評価を行い、具体的な対策を立てる。この場合の対策として、例えば、取引数量の見直し、支払方法の変更、増担保の要求等が挙げられる。特に、特定の取引先に依存している企業については、連鎖倒産の危険性が高いため、早急な対策が必要となる。

いかなる対策をとるにせよ、従来のがが国の企業慣行でもあった長年のお付き合い的な発想にとらわれず、早期にリスクを現実的なものとして受け止めた上でリスクマネジメントを実施することが肝要である。

イ) 労務管理にまつわるリスク

労務管理にまつわるリスクにも様々な種類のものがある。これらのリスクのうち、特に注意を要するのがセクシュアル・ハラスメントに関するリスクと、内部告発に関するリスクである。これらのリスクが顕在化した場合、企業内部の問題にとどまらず、マスコミ等で大きく取り上げられることなどにより、多大な損害を被る可能性がある。そこで、ここではこれらのリスクについて説明する。

a. セクシュアル・ハラスメントに関するリスク

セクシュアル・ハラスメントとは、労働者の意に反する性的な言動であって、これに対する当該労働者の対応如何により当該労働者が労働条件上の不利益を受けるもの(対価型)、または当該労働者の就業環境を害するもの(環境型)をいう。

セクシュアル・ハラスメントが行われると、職場環境が悪化して社員のモラルの低下を招くとともに、行為者はもちろんのこと、行為者を雇用する企業も損害賠償責任を負うおそれがある。また、企業にとってはイメージが大きく損なわれるなど無形の損害が生じる可能性も高い。特に、近年における裁判例では損害賠償額が高額化している傾向があることから、企業にとっては、セクシュアル・ハラスメントが行われないようリスクマネジメントを実施することが重要な課題となる。

この場合のリスクマネジメントとしては、例えば、マニュアルの策定や研修などを通じた社員教育のほか、経営者が自ら社内外にセクシュアル・ハラスメント撲滅を表明してその周知を図ることやセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口を設置することなどがある。

b. 内部告発に関するリスク

近年続発している企業不祥事は内部告発により発覚する例が多いと言われており、内部告発は企業の法令違反等を是正する契機となっている。すなわち、内部告発は企業の自浄作用を促す役割を果たしており、企業の発展の一助となり得ることは否定できない。

しかし、内部告発が増加すると、本来公表する必要のない情報までが公表されたり、対外的に公表されることにより必要以上に問題が拡大したりして、企業に無用な混乱を招くおそれがある。

そこで、企業としては、企業内の問題をまずは企業内部で把握し、解

決策を講じることが重要となる。

この場合の具体的な対策としては、企業内部に通報の窓口を設置し、通報があった場合には即座に通報内容に関する事実調査を行うようにする。そして、調査の結果、通報の内容通りの法令違反等があった場合には、速やかに通報の対象部署の責任者に報告し、是正措置、再発防止策を実施し、違反者に対して処分を行う。また、通報者が自己の通報に対してどのような対応がなされたかを理解できるよう、通報者に通報の結果を通知することも必要である。

ウ) 企業経営と株主対応にまつわるリスク

株主対応にまつわるリスクとして、株主代表訴訟に関するリスクが重要であることは言うまでもない。そのため、ここでは株主代表訴訟に関するリスクについて説明する。

株主代表訴訟とは、企業の経営陣が任務を怠ったことにより会社に対して損害賠償責任が発生しているにもかかわらず、会社がこれを追及しない場合に、企業の実質的所有者である株主自らが会社に代わり責任追及する制度である。

従来、この株主代表訴訟はあまり活用されていない制度であったが、いわゆるバブル経済の崩壊後、度重なる企業不祥事により経営者に対する監視が重視されるようになったことに加え、平成5年の商法改正で株主が支払う訴訟費用が引き下げられたことなどにより株主代表訴訟の件数が著しく増加した。さらに、最近は株主代表訴訟において裁判所が認容する損害賠償額も極めて高額に上る場合があり、株主代表訴訟に関するリスクは軽視できない。

もっとも、株主代表訴訟は、それ自体は、経営者に対して企業に対する損害賠償を求めるものであるから、直接的な企業のリスクといえるものではない。しかしながら、株主代表訴訟に関するリスクの高い企業においては、取締役の経営判断に萎縮効果が生じ、ひいては、優秀な人材を企業に確保することが困難になるなど、間接的に当該企業の損失につながる事が考えられる。また、株主代表訴訟が提起された場合には、企業として当該訴訟への参加の可否の決定など、対応に追われることになり、その活動に少なからず混乱を来たすおそれがある。このようなこ

とから、企業活動においては株主代表訴訟に関するリスクについて十分な対策を練る必要がある。

具体的な対策としては、役員が法令等を遵守した経営をする体制、すなわち内部統制システムを構築して、企業のコンプライアンス体制を確立することが挙げられる。特に会社法上の大会社および委員会設置会社においては、内部統制システムを構築しないこと自体が取締役に責任が発生する根拠となるため、内部統制システムの構築は不可欠である。また、内部統制システムを構築してもリスクが顕在化することもあることから、株主代表訴訟が提起された場合に備えて、役員賠償責任保険に加入したり、株主代表訴訟に関する対応マニュアルを策定したりすることも重要である。

エ) 知的財産にまつわるリスク

知的財産権には特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等があるが、近年、これらの権利に大きな価値が認められるに至り、企業に対して莫大な利益をもたらす権利も現れた。そのため、知的財産に対する権利意識が高まり、国内の同業他社、国内企業と海外企業、従業員と企業などの間に知的財産を巡る紛争が多発し、知的財産権の侵害に対する損害賠償の額も高額化している。さらに、知的財産が多額の利益を生む資源であることから自社の有する知的財産権が侵害された場合に失われる利益も大きいという問題も生じた。

このように知的財産にまつわるリスクには、リスクの顕在化の原因が広範囲に存在し、また顕在化したときに被る損害が大きいという特徴がある。そのため、企業としては、自社の有する知的財産を適切に管理することはもとより、他社の知的財産を侵害しないような予防的な対策や、知的財産が侵害された場合あるいは侵害した場合の事後の対策を立てることが重要となる。

まず、自社の知的財産権が侵害される場合の具体的な対策としては、まず、常日頃からマスコミ報道や、同業他社のHPのチェックなどによる新商品等の情報収集を定期的に行う。そして、自社の有する知的財産権が他社によって侵害されているおそれがある場合には、侵害商品そのものやそれに関するパンフレット等、後日訴訟に至った場合の証拠を入

手するとともに、自社の損害額の立証に役立てるために、侵害商品の販売数量等を調査して侵害者の受けた利益を把握する。その上で、入手した資料を基に検討を行い、相手方の商品等が自社の知的財産権を侵害していると判断した場合には相手方に対して警告書を送付する。この警告書には、相手方が自社の知的財産権を侵害していること、直ちに侵害行為を中止するよう求めることなどを記載した上、配達証明付内容証明郵便により送付する。

ただし、警告書の送付は、場合によっては相手方に対する営業誹謗行為（不正競争防止法2条1項14号）に該当するおそれがあるため、送付する際には、弁理士や弁護士等の専門家に事前に相談し、他社の商品等が自社の知的財産権を侵害しているか否かにつき慎重に判断する必要がある。そして、この警告書の送付によっても侵害行為が中止されない場合には法的手段を検討する。

次に、他社の知的財産権を侵害する場合の対策についてであるが、この場合の対策も他のリスクと同様に紛争を回避するための予防策が最善の方策となる。

具体的な予防策としては、まず、特許公報の確認などにより他社の知的財産権に関する最新の情報を調査したり、知的財産を一元的に管理したりする専門部署を設置し、知的財産に対する社内体制を整える。また、経営トップだけでなく、企業の全社員が知的財産を尊重する意識を常日頃から持つようにし、そのための社員教育を充実させることも重要である。

もっとも、このような予防策によっても他社の知的財産を侵害するおそれは払拭できず、自社の商品等が他社の知的財産を侵害しているとして警告書が送付されてくることも想定される。このような場合の対処としては、何よりも警告書に記載された事実関係について、特許原簿を確認するなどの調査をすることである。そして、調査した結果については、自社の対応を明確にするため、文書によって回答することが肝要である。

オ) 情報管理にまつわるリスク

企業は、その活動に伴って、顧客情報、従業員の情報、技術情報、ノウハウ等の様々な情報を取得し、蓄積する。近年のインターネットの普

及や雇用の流動化などに伴い、これらの企業の保有する情報の漏洩事件が多発することになった。情報管理にまつわるリスクとは、このような漏洩事件を発生させるおそれのある情報管理に関するリスクのことを指す。

個人情報保護法が制定されたことにより、個人情報に対する社会的関心が高まりを見せている。そのため、企業が顧客情報等の個人情報を漏洩すると、その対応のために多額のコストを負担しなければならないのはもちろんのこと、当該企業の信用が著しく低下することになる。また、企業の保有する技術情報等の機密情報は、厳しい競争から勝ち抜くための重要な資源であり、当該情報が漏洩されると、企業としては回復しがたい損害を被ることになる。したがって、企業としては情報管理にまつわるリスクを適切に管理することが重要となる。

具体的な管理方法としては、全社的な対応を可能とするために、企業内に情報管理に関する専門部門を設置し、その部門の長として経営陣の中から情報の管理責任者を選任する。また、情報の管理に関する対応方針を策定し、これをマニュアル化するなどして周知させるほか、情報の取扱いに関する社員教育を実施する。

技術的な対策としては、情報にアクセスできる権限を有する者を限定し、その者に異動等があった場合には速やかに権限を喪失させる。また、ID・パスワード等によるアクセス制御、アクセスログの記録・保存、情報の暗号化を行うほか、システム専門業者へのシステムサポートの委託なども有効な対策である。

(2) リスクマネジメントと内部統制

リスクマネジメントとコンプライアンス、CSRとの関係については3級テキストで説明した。ここではリスクマネジメントと内部統制との関係について説明する。

内部統制とは、会社の業務の適正を確保することをいう。この内部統制に関しては、会社法において、大会社および委員会設置会社に内部統制システム構築の基本方針を決定する義務を課している（会社法348条4項・362条5項・416条2項）。これらの会社の取締役等がこの義務に違反した場合には任務懈怠責任を問われることが明確化された。これに

より、企業はコンプライアンス体制の確立をいっそう求められることになった。

一方、リスクマネジメントとは、リスクを発見・分析・処理・検証をする一連の活動により、リスクの顕在化を予防し、ひいては適正な企業活動を推進するものである。したがって、リスクマネジメントと内部統制とは緊密な関係にあるといえる。

すなわち、企業が内部統制システムを構築するにあたっては、当該企業にいかなるリスクが存在するのかを把握し、リスクについて十分な分析を加えることが不可欠な作業となるため、リスクマネジメントは内部統制システム構築の前提条件となる。

3 様々なリスクマネジメント関連規格

リスクマネジメントに関する国家規格は、平成7年に豪州、ニュージーランドで制定されたのが最初であるが、わが国においては平成13年3月20日にJIS Q2001「リスクマネジメントシステム構築のための指針」がJIS規格として制定された。また、リスクマネジメントのうち個人情報にかかるとするリスクに関するものは、JIS Q2001とは別途の規格として、JIS Q15001:2006「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」が制定されている。さらに、国際的規格であるISOにおいてもリスクマネジメントに関する用語の国際的な統一規格が策定されている。

ア) 「リスクマネジメントシステム構築のための指針」の概要

平成7年に起きた阪神淡路大震災では、各企業の地震対応の不十分さが露呈することになり、企業の危機管理に対する社会的関心が高まった。また、その後起きた一連の企業不祥事により企業の管理体制に対する見直しの機運が高まりを見せた。JIS Q2001は、このような状況の中、災害や不祥事などの事件、事故から企業を守るために危機管理の支援をするために制定された。

この規格によれば、リスクマネジメントシステムを構成する原則は次の7つとされている。

- | | |
|------|--|
| 原則 1 | リスクマネジメント方針の明確化 |
| 原則 2 | リスクマネジメントに関する計画の策定 |
| 原則 3 | リスクマネジメントの実施 |
| 原則 4 | リスクマネジメントパフォーマンス評価およびリスクマネジメントシステムの有効性評価 |
| 原則 5 | リスクマネジメントシステムに関する是正・改善の実施 |
| 原則 6 | 組織の最高経営者によるレビュー |
| 原則 7 | リスクマネジメントシステム維持のための体制・仕組みの整備 |

この7つの原則に従ってリスクマネジメントシステムを構築することが JIS Q2001 の基本的な考え方である。

イ) 「個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」の概要

「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」は、従来制定されていた「個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの要求事項」が、個人情報保護法の制定に伴い、平成 18 年 5 月に改訂されたものである。この改訂により、個人情報保護法との整合性と保つために用語の統一が図られるとともに、個人情報保護に関するマネジメントシステムが明確化されることになった。

この規格では、個人情報保護マネジメントに関して、主に「計画」「実施及び運用」「点検」「是正処置及び予防処置」等を定めている。

4 リスクマネジメントの実践

(1) リスクマネジメントの実践における基本的な考え方

特定の目的を達成するためのシステムは、それを構築しただけでは足りず、構築したシステムを維持、発展させてこそ、はじめて本来の目的が達成できる。そして、システムを維持、発展させるための著名な手法として、PDCA サイクルが挙げられる。PDCA サイクルとは、管理業務を計画通りに円滑に実施させるためのマネジメントサイクルのことをいい、Plan (計画) \ Do (実行) \ Check (点検) \ Act (改善) の頭文字を取ったものである。この PDCA サイクルは、これらの作業を順次繰り返すことにより、一周ごとのサイクルを向上させて継続的に業務改善をしていくも

のである。

リスクマネジメントシステムにおいても、このような PDCA サイクルの考え方が採用されている。すなわち、リスクマネジメントシステムでは、

リスクマネジメントに関する計画の策定、 リスクマネジメント計画の実施、 リスクマネジメント計画の検証、 リスクマネジメント計画の修正と業務の改善という作業が行われることになるが、これを PDCA サイクルで見ると、 が Plan、 が Do、 が Check、 が Act に対応することになる。そして、リスクマネジメントシステムは、この からまでの作業を繰り返していくことによりリスクマネジメントシステムを継続的に改善させることが重要となる。

(PDCA サイクルを利用するリスクマネジメントの流れ)

Plan ~ リスクマネジメントに関する計画の策定 ~
リスクマネジメントを行うための具体的な計画を策定する。 そのために、リスクの発見・特定・算定・評価を行い、リスクマネジメントの目標を設定する。そして、設定された目標を達成するために最も適切なリスク対策を選択し、リスクマネジメントプログラムを策定する。
Do ~ リスクマネジメント計画の実行 ~
リスクマネジメントプログラムに従ってリスクマネジメントを実施する。 ここでは例えば、リスクの事前対策、緊急時対策や復旧対策を組み合わせる等して実施する。
Check ~ リスクマネジメント計画の検証 ~
リスクマネジメント活動がリスクマネジメントプログラムに従って実施されているか、個々の対策がリスクマネジメントの目標達成にとって有効か、などの検証を行う。
Act ~ リスクマネジメント計画の修正と業務の改善 ~
リスクマネジメント計画の不具合等を修正し、修正された計画に従ってリスク対策を実施する。

第 1 章第 1 節 「内部統制システムの構築」

第 1 章第 1 節 4 の金融商品取引法における内部統制に関する記述を刷新した。

4 金融商品取引法の成立と内部統制システム

(1) 会社法の内部統制システムと金融商品取引法の内部統制システムの関係

会社法が平成 16 年に成立し、その中でこれまで述べてきたような内部統制システムの確立が求められるようになったが、一方で、平成 17 年に成立した金融商品取引法においても内部統制システムの確立が義務付けられるようになった。

この両者の関係については、会社法の内部統制システムは、およそすべての業務執行に関する適正化を目的とするのに対し、金融商品取引法は、主として財務統制の面から規制を行い、適切な情報開示、ディスクロージャーを目的とするもので、その対象範囲が異なる。究極的には両者ともに適切なコンプライアンス経営の実現に資するものであり、それぞれの規制があいまって適切な企業経営が実現されることが望まれている。

この金融商品取引法における内部統制に関する部分は、日本版 SOX 法とも呼ばれる。これは、米国において発生したエンロン、ワールドコム事件における企業会計についての不祥事に対応するために米国で成立した SOX 法 (Sarbanes-Oxley Act、正式名称は Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002) の影響を受けて成立したものである。この内部統制に関する部分は、平成 20 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用される。

(2) 金融商品取引法における内部統制システムの内容

金融商品取引法における内部統制は、基本的に、業務の有効性および効率性、財務報告の信頼性、事業活動にかかわる法令の遵守、ならびに資産の保全という目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内すべての者によって遂行されるプ

プロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）およびIT（情報技術）への対応という基本的要素から構成される、と定義されている。

（金融商品取引法における内部統制の目的）

業務の有効性および効率性	事業活動における業務の有効性および効率性を向上させること。
財務報告の信頼性	財務諸表やその基礎となる情報について信頼性が確保されるような措置を講じること。 エンロンやワールドコム事件のような企業会計不祥事の防止に直結する部分である。
法令遵守	事業活動にかかわる諸法令や企業会計原則、さらに広くは企業モラルや倫理規範などを遵守すること。
資産の保全	有形無形の会社資産が適切に管理・処分され、会社債権者の唯一の引当財産となる会社財産が適切に保全されるよう措置を講じること。

（金融商品取引法における内部統制の基本的要素）

統制環境	他の基本的要素の基礎となる部分であり、内部統制を構築する基礎となる会社組織の環境全体。
リスクの評価と対応	事業目的の達成を阻害する要因をリスクとして認識しこれを分析・評価するプロセス。
統制活動	現実に、内部統制が適切に実施されることを確保するための措置。適切な責任者を設定し、実施の有無が監督されているかを組織的に構築できているかにかかわる問題である。
情報と伝達	組織内で内部統制システムの目的を達成するための適切な情報伝達網が構築されているか否か。
モニタリング	内部統制システムが有効に機能しているか否かを継続的に検証するプロセス。
ITへの対応	業務実施において組織内外のITに対し、適切に対応しているか否か。

金融商品取引法においては、上記 ~ の基本的要素について経営者自らが評価した報告書について、公認会計士または監査法人の監査表明

を受けた上で、事業年度ごとに内閣総理大臣に報告書（内部統制報告書とよばれる）を提出することが義務付けられている。

第 3 章第 3 節「知的財産権の管理と活用」

第 3 章第 3 節 5 に技術的保護手段の回避に対する規制に関する記述を追加した。

【技術的保護手段の回避に対する規制】

技術的保護手段は、電磁的方法により著作権等に対する侵害行為を防止または抑止する手段であって、著作物等の利用に際して用いられる機器が特定の反応をする信号を、著作物等にかかる音や影像とともに記録媒体に記録し、または送信する方式によるものをいい（著作権法 2 条 1 項 20 号）、一般にコピーコントロールと呼ばれるものである。

インターネットの普及やデジタル記録媒体の性能の向上に伴い、映像や音楽等のデジタルコンテンツの無断複製行為等が横行するに至り、これを防止するために技術的保護手段が開発・導入されることとなった。しかし、その一方で技術的保護手段を回避し、これを無効にする技術も発達し、新たな技術的保護手段が開発されるたびにこれを回避する手段が開発・流通される状況になっていた。このような状況を受けて、著作権の無断複製等の防止を実効的に確保するため、技術的保護手段の回避行為に対して規制がなされている。

すなわち、技術的保護手段として用いられている信号を除去または改変する行為を技術的保護手段の回避とし、技術的保護手段の回避がなされることを知りながら、技術的保護手段の回避により著作物を複製した場合、私的使用目的であっても侵害行為に該当することとした（著作権法 30 条 1 項 2 号）。また、技術的保護手段の回避のための専用装置等を公衆に譲渡等した者や、業として公衆からの求めに応じて回避をした者に対しては刑事罰が科せられる（著作権法 120 条の 2）。

第4章第2節「緊急時の債権回収」

第4章第2節 に電子記録債権に関する記述を追加した。

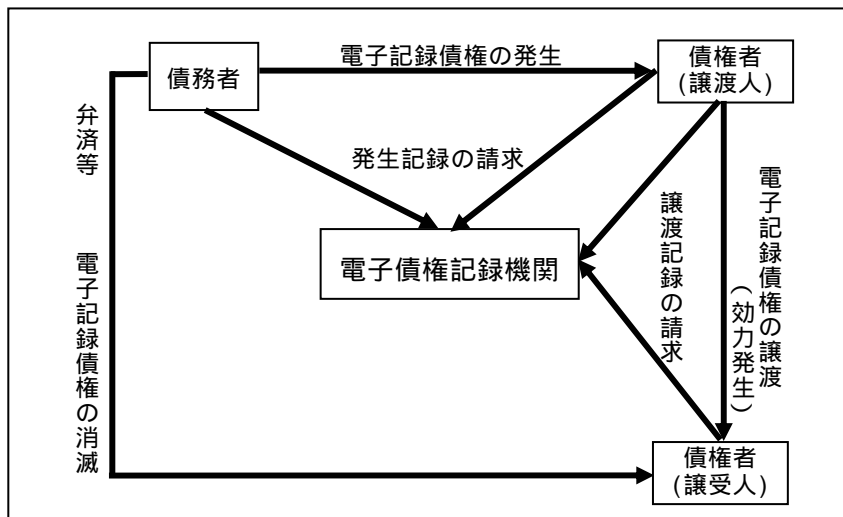
【電子記録債権】

(1) 電子記録債権法制定の趣旨

事業者間における決済手段として約束手形が利用されることがある。この約束手形は、資金調達的手段としても利用されている。もっとも、約束手形は一定の様式に従って作成されるものであり、紙媒体を利用することに内在する紛失リスクの問題などから約束手形の利用は減少してきている。また、事業者における資金調達については、売掛債権を譲渡する方法もあるが（平成17年時点で事業者は201兆円に上る売掛金を保有）、債権の存在・発生原因を確認するのが難しく、二重譲渡のリスクもあるため、売掛債権を活用して資金調達をするのは困難であるといわれていた。

このように約束手形の利用が減少し、また、売掛債権の早期資金化も困難な状況のもとで、事業者の資金調達の円滑化等をいかに図るかという観点から、平成19年に新たな制度として電子記録債権法が制定された（平成20年中に施行が予定されている）。

(電子記録債権の概要)



(2) 電子記録債権法の内容

電子記録債権法は、電子的な記録によって権利の内容を定め、取引の安全・流通性の確保と利用者保護の要請に応えることをその内容としている。

具体的には、次のような特徴を備えているものである。

電子記録債権の性質

記録原簿への電子記録を発生・譲渡の効力要件とする金銭債権であり、記録原簿の記録により権利の内容が確定される。

取引安全の保護

善意取得や人的抗弁切断の制度が認められ、支払いについても記録原簿上の債権者への支払いにつき支払免責の制度を設けている。

電子記録保証の制度

手形における裏書人の保証に相当する制度として、手形保証類似の独立性を有する電子記録保証の制度を設けている。

質権

電子記録債権を目的とする質権の制度を設けている。

電子記録債権法において電子債権記録機関を担う業者については、主務大臣が申請を受け、財政的基盤や業務遂行能力を勘案して指定をし、当該業者はその監督に服することになる。また、電子記録債権が金融商品として取引される場合には、金融商品取引法の規制が適用される。

第5章第1節「経済関連法規」

第5章第1節 8に知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針（知的財産ガイドライン）に関する記述を刷新した。

8 技術提携先、海外取引先に対する規制

(1) 技術提携先との取引規制

公正取引委員会は、従来、「特許・ノウハウライセンス契約に関するガイドライン」(特許・ノウハウガイドライン)を公表し、特許・ノウハウ

ライセンス契約に関して、独占禁止法 21 条および 3 条についての基本的な考え方を示していた。公正取引委員会はこれを全面的に改定し、平成 19 年 9 月 28 日に「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(知的財産ガイドライン)を公表した。

特許・ノウハウガイドラインが特許・ノウハウを対象としていたのに対し、知的財産ガイドラインは、その対象範囲を拡大している。すなわち、知的財産ガイドラインは、特許法、実用新案法、半導体集積回路の回路配置に関する法律、種苗法、著作権法および意匠法によって保護される技術ならびにノウハウとして保護される技術を対象とし、これらの技術の利用にかかる制限行為に対する独占禁止法の適用に関する公正取引委員会の考え方を明らかにしている。

特許法等に基づく権利の行使には独占禁止法の適用を除外する旨の規定があるが(独占禁止法 21 条) 知的財産ガイドラインでは、一見権利の行使と見られる行為であっても、実質的に見て権利の行使と評価できない場合には独占禁止法が適用される旨が明示されている。その上で、独占禁止法の適用が除外される「権利の行使」と評価できるか否かは、行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさを考慮した上で、知的財産制度の趣旨を逸脱する行為等と認められるか否かによって決まるとし、多くの例を取り上げてその具体的な指針を定めている。

(2) 共同研究開発についての規制

公正取引委員会は、共同研究開発の競争促進的効果と競争制限的効果の双方に着目して、共同研究開発に対する運用基準として、平成 5 年 4 月に「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」(共同研究開発ガイドライン)を公表し、その考え方を示している。共同研究開発ガイドラインは、まず研究開発の共同化自体に対する独占禁止法上の考え方として、参加者の数・市場シェア、研究の性格、共同化の必要性、対象範囲・期間等を総合的に勘案して、製品市場・技術市場において競争が実質的に制限されるかどうかを判断すると説明している。特に、参加者の合計市場シェアが 20%以下の場合や当該技術市場において研究開発の主体が相当数存在する場合には、通常は独占禁止法上問題とならないとしている。次に、共同研究開発の実施に伴う取決めについては、不公正な取引

方法の観点から分析して、「共同研究開発の実施に関する事項」、「共同研究開発の成果である技術に関する事項」、「共同研究開発の成果である技術を利用した製品に関する事項」の3つに分類し、それぞれについて、不公正な取引方法に該当する可能性という観点から分類し、主要なものをできる限り明らかにすることを試みている。

白条項	原則として不公正な取引方法に該当しないと認められる事項
灰色条項	不公正な取引方法に該当するおそれがある事項
黒条項	不公正な取引方法に該当するおそれが強い事項

(3) 国際契約の規制

事業者および事業者団体は、不当な取引制限または不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定または国際的契約をしてはならない(独占禁止法6条・8条1項2号)。

第5章第2節「消費者保護関連の規制」

第5章第2節に消費生活用製品安全法に関する記述を追加した。

【消費生活用製品安全法】

1 消費生活用製品安全法の目的

消費者が日常生活で使用する製品には様々なものがある。これらのうち、典型的に危険性が高いと考えられる製品については、その流通前に安全確保のための技術基準を設けるなどして製品事故を未然に防ぐ必要がある。しかし、技術基準の設定等の事前規制のみでは、製品事故の発生を完全には防止できないのが実情である。そのため、製品事故が発生した場合には、事故情報を広く公表することで製品利用者の注意を喚起することにより、損害の発生や拡大を防止する必要も生じている。

このような要請を受けて、消費生活用製品による一般消費者の生命または身体に対する危害の防止を図るために、特定製品の製造や販売を規

制するとともに、製品事故に関する情報の収集や提供等の措置を講じて、一般消費者の利益を保護することを目的として消費生活用製品安全法が制定されている。

2 消費生活用製品とは

消費生活用製品とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品のうち、食品衛生法や消防法その他の法令で個別に安全規制が図られている一定の製品を除くものをいう（消費生活用製品安全法 2 条 1 項）。

また、製造事業者等が業務用として製造等している製品であっても、その製品の仕様や販路等から判断して、一般消費者が容易に購入可能で、一般家庭でも使用できるような製品も消費生活用製品と考えられている。

3 販売規制

特定製品の製造、輸入または販売の事業を行う者は、原則として、製品ごとに主務省令で定めた技術上の基準に適合していることを示す表示（PS マーク）が付されたものでなければ、特定製品を販売または販売の目的で陳列してはならない（消費生活用製品安全法 4 条）。

特定製品とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命または身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品をいう（消費生活用製品安全法 2 条 2 項）。特定製品については政令で定められており、家庭用の圧力釜や登山用ロープ等が指定されている。また、特定製品のうち、その製造または輸入の事業を行う者のうちに、一般消費者の生命または身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確保が十分でない者がいると認められるものを特別特定製品という（消費生活用製品安全法 2 条 3 項）。特別特定製品についても政令で定められており、乳幼児用ベッド等が指定されている。

これらの製品のうち、特定製品については、事業者が国に一定の事項を届け出さずれば、技術基準への適合性確認は事業者の自社検査のみで PS マークの表示ができるが、特別特定製品については、自社検査のほか、第三者検査機関による適合性検査を受けなければ PS マークを付することができない。（消費生活用製品安全法 13 条）。

この PS マークを付していない特定製品を販売または販売目的で陳列

した者には刑事罰が科される（消費生活用製品安全法 58 条）。

4 製品事故情報の報告、公表制度

消費生活用製品の製造事業者または輸入事業者は、重大製品事故が生じたことを知ったときは、発生の実事を知った日から起算して 10 日以内に、当該消費生活用製品の名称や型式等の一定の事項を主務大臣に報告しなければならない（消費生活用製品安全法 35 条）。この義務は企業規模を問わず、国内にあるすべての消費生活用製品の製造事業者等が負う。

消費生活用製品安全法上の製品事故は、次の表に掲げる要件を充たす事故である（消費生活用製品安全法 2 条 4 項）。

<p>消費生活用製品の使用に伴い生じた事故であること</p> <p>次のいずれかに該当する事故であること</p> <ul style="list-style-type: none">・ 一般消費者の生命または身体に対する危害が発生した事故・ 消費生活用製品が滅失し、または毀損した事故であって、一般消費者の生命または身体に対する危害が発生するおそれのあるもの <p>消費生活用製品の欠陥によって生じたものでないことが明らかでないこと</p>

また、重大製品事故とは、製品事故のうち、危害が重大なものとして政令で定める要件に該当するものをいい（消費生活用製品安全法 2 条 5 項） 政令で一般消費者の死亡や全治 30 日以上の負傷等が要件として定められている。

そして、これらの製品事故情報の報告を受けた主務大臣は、重大な危害の発生および拡大を防止するため必要があると認められるときは、製品の名称および型式、事故の内容等を公表する（消費生活用製品安全法 36 条）。

製造事業者等が重大製品事故の報告を怠ったり、虚偽の報告をした場合には、主務大臣は当該事業者に対し、事故情報を収集、管理および提供するために必要な社内体制の整備を命ずることができる（消費生活用製品安全法 37 条）。この命令に違反した者には刑事罰が科される（消費生活用製品安全法 58 条）

第5章第4節「事業関連規制」

第5章第4節 2に犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）に関する記述を追加した。

2 マネー・ローンダリングの防止

金融機関が顧客と取引をする上で注意しなければならない問題に、マネー・ローンダリング（資金洗浄）の防止がある。

マネー・ローンダリングとは、犯罪などで得た「汚れた資金」をあたかも正当な取引で得た「きれいな資金」であるかのように見せかけるため、その出所を隠蔽する等の行為をいう。例えば、麻薬取引等の違法取引で得た資金を偽名を使って銀行口座に隠したり、いくつかの口座を転々と移動させて資金の出所をわからなくする行為がその典型である。

金融機関がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるのを防ぐため、従来、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」（組織的犯罪処罰法）や「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」（本人確認法）などによる法規制がなされてきた。その後、これらの法律のマネー・ローンダリングの防止に関する規定が一本化され、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯罪収益移転防止法）が制定された（平成20年3月1日完全施行）。この法律により、銀行・金融商品取引業者・保険会社等の金融機関に加え、ファイナンス・リース事業者、クレジットカード事業者や宅地建物取引業者等の事業者にも、一定の場合に顧客の本人確認を行うこと、顧客との取引に関する記録を保存することや、疑わしい取引について行政庁に届け出ることが義務付けられる。

第 5 章第 5 節「企業活動と地域社会・行政等とのかかわり」

第 5 章第 5 節 5 に第 13 回気候変動枠組条約締約国会議に関する記述を追加した。

【京都議定書と地球温暖化防止対策】

地球サミットを経て「気候変動枠組条約」が締結され、同条約の目的を達成するため、1997 年わが国の京都において、第 3 回気候変動枠組条約締約国会議（通称「COP3」または「地球温暖化防止京都会議」）が開かれた。同会議で採択されたのが「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」（Kyoto Protocol to the United Nations Framework Convention on Climate Change）、いわゆる京都議定書である。

京都議定書においては、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素等の物質について、2008 年～2012 年の間に署名・締約国が削減する具体的数値目標を定め（わが国の数値目標は、1990 年を基準にマイナス 6%）、2005 年 2 月に発効した。

京都議定書の数値目標を達成するため、わが国も含め各国において具体的な動きが生じつつあるが、地球温暖化は地球規模で防止すべき厳しい問題であり、企業も積極的にこの目標の達成に協力することが望まれている。

なお、2007 年 12 月には京都議定書で定められていない 2013 年以降の地球温暖化防止に対する枠組みについて交渉を開始するべく、第 13 回気候変動枠組条約締約国会議（COP13）がインドネシアのバリ島で開催された。この COP13 では、2013 年以降の温暖化ガス削減の枠組みを作る交渉期限を 2009 年末までとし、その間の行動計画をまとめた「バリロードマップ」が採択された。

第 8 章第 1 節「国際取引に関する法的諸問題と対応のポイント」

第 8 章第 1 節 7 において、外商投資企業に対する優遇政策、担保制度、独占行為に関する法規制に関する各記述を刷新し、労務法制に関する記述を追加した。

【外商投資企業に対する優遇政策】

中国政府は改革開放以来、外国投資を誘致するために、企業所得税(日本の法人税に相当)や増値税(付加価値税とも呼ばれ、物品の販売、加工、修理、補修役務の提供、物品の輸入を行う場合に適用される税)、営業税等の税制面での優遇措置を含めた様々な優遇政策を打ち出している。特に、製造企業に対しては、企業所得税の「二免三減(利益が出た年から最初の 2 年間は企業所得税が全額免除であり、それから 3 年間は半額免除という優遇制度)」制度が適用されていた。

また、投資地域によって優遇政策が異なっており、例えば、中国の一般地域において国税 30%、地方税 3%を含めた計 33%の企業所得税が適用されるのに対して、外資誘致のために設置された経済開発区、保税區、輸出加工区等の地域では国税部分について 15%の税率が適用され、地方税部分については一般的に免除されていた。

しかしながら、WTO の加盟後、中国政府は内外格差の是正を目指しており、2007 年 3 月 16 日に「企業所得税法」を公布し、企業所得税率を 25%に統一した。同法は 2008 年 1 月 1 日より施行されているが、同法公布以降に設立された企業には原則として 25%の税率が適用される一方、同法公布前に設立が認可された企業に対しては同法実施後 5 年以内に段階的に 25%の税率に移行できるとされている。このように、同法の施行により外商投資企業への企業所得税に関する優遇政策は基本的に撤廃され、今後は産業別に優遇政策が賦与されることとなっている。例えば、国家が重点的に支援する公共インフラプロジェクトおよび環境保護・省エネ・節水プロジェクト等の産業に従事する企業に対しては企業所得税が減免されるほか、国が重点的に支えるハイテク企業については 15%の税率が適用される。なお、ハイテク企業の認定条件については未だに不透明であるが、今後国務院傘下の主管部門による規定の制定が

期待される。

【担保制度】

中国においても「担保法」およびその司法解釈に基づき担保や保証が取得できる。担保の種類としては、保証、抵当権、質権、留置権、手付金の5種類が規定されており、日本のような先取特権はない。なお、2007年に公布された「物権法」にも担保物権に関する規定が置かれ、「担保法」の関連規定と矛盾する場合には物権法が優先される。中国では保証や抵当権の方式が多く利用されているため、ここでは主に保証および抵当権を取り上げる。

ア) 保証

中国では、保証人になれない者が担保法に明確に規定されている。具体的には、地方政府を含む国家機関、公益を目的とする学校、病院などの事業単位、授権されていない企業法人の分支機構および職能部門などが挙げられている。

保証の方式には一般保証と連帯保証がある。日本と同様、連帯保証の方が債権者にとって有利であり、書面上明確でない場合には連帯保証であると推定されるため、その点留意する必要がある。

イ) 抵当権

不動産や一定の動産（機械設備や車両など）に対して抵当権を設定することができるが、自然資源、土地の所有権、耕地・住宅地などの農村集団の土地使用権、学校・病院・幼稚園などの公益目的の事業組織、社会団体の教育施設、医療衛生施設およびその他公共福祉施設などには、抵当権を設定できない。中国においては、土地使用権と地上建物は一体として取り扱われ、日本のように別々に抵当権を設定することはできない。また、抵当権が設定可能な土地使用権は、原則として国有地の払下土地使用権のみである。抵当権の設定にあたっては、抵当権設定契約を関係当局に登録する必要がある。この登録をしなかった場合には、抵当権の設定が無効になるか、抵当権を第三者に対抗できない。

ウ) 保証と物的担保の競合

同一債権に関し、債務者の有する財産上の物的担保（抵当権など）と保証の両方を取得した場合については、担保法と物権法の双方に規定がある。担保法では保証人に請求できるのは物的担保で担保されない部分に限定されるとしているのに対して、物権法では、次のように詳細な規定が置かれている。すなわち、実行順序について約定がある場合にはその約定に従い、当事者間に約定がなく、かつ債務者本人が物的担保を提供している場合には物的担保が優先的に実行される。さらに、約定がなく、かつ債務者以外の者が物的担保を提供している場合、物的担保を実行するか、保証人に保証責任を負うよう要求するかは債権者が選択できる。

【独占行為に関する法規制】

独占行為に関しては、従来、「不正競争防止法」、「価格法」、「中小企業促進法」、「外国投資者の国内企業合併・買収暫定規定」、「価格独占行為阻止暫定規定」、「技術輸出入管理条例」などが制定されており、これらの規定により公的独占、行政独占、不当廉売、抱合せ販売、入札談合、価格カルテル、生産量・供給量の制限、再販売価格の維持、暴利略取、差別的取引、技術の改良制限・購入制限行為などが規制されていた。

しかし、2007年8月30日に統一的な「独占禁止法」が制定され（2008年8月1日施行予定）、今までの関連規定を網羅するようになった。同法は、独占的協定（いわゆるカルテル）、市場支配的地位の濫用、M&A等の事業者集中、行政独占の四つの分野により構成されており、中国国内で行われる独占的行為は勿論、中国外で行われるが中国内の市場に競争排除・制限効果を与える行為にも適用される（域外適用）。独占的協定の分野では今まで規制されなかった販売市場または原材料の調達市場の分割、共同ボイコット等の行為も独占的協定に該当するとしたほか、独占的協定を締結した場合には違法所得を没収するとともに、前年度売上高の1～10%の課徴金が課せられると規定している。また、市場支配的地位の濫用についてははじめて明確な定義を設けるとともに、市場支配的地位の推定基準も定めている。なお、事業者集中の分野においては、今ま

でも外国企業・外国人による中国企業の合併・買収については「外国投資者の国内企業合併・買収暫定規定」に基づき事前申告等の実務が行われており、今後も当該規定を踏襲する形で実行されることが予想される。

新たに公布された独占禁止法はEU(ドイツ)の関連制度を参考にしており、同法の実施においてはその影響を受ける可能性が高いが、実際の運用では高度の専門性と独立性が必要とされるため、今後独立した行政当局の確立とガイドラインの制定が期待される。

【労務法制】

外商投資企業における労務管理は、主として「労働法」および「労働契約法」(2007年6月29日に公布、2008年1月1日より施行)に基づいて行われる。

中国における労働契約は、期間の定めのあるもの(固定期限契約) 期間の定めのないもの(無固定期限契約)および一定の業務完了を期限とするもの、に分けられる。いずれの場合も勤務開始日より1ヶ月以内に契約を締結することが要求されており、違反した場合には労働者に月給の2倍に相当する金額を支払わなければならないとされている。なお、一定の場合には、企業は労働契約を期間の定めのないものとしなければならないとされている(無固定期限契約の締結義務)。無固定期限契約の締結義務が課せられるのは、勤続年数10年以上の場合、2回連続して固定期限契約を締結した後、更に労働契約を継続する場合、および雇用日より1年以内に労働契約を締結しない場合等であり、企業にとっては非常に厳しい規定となっている。

また、中国では人材の流動化が非常に激しく、従業員が競合企業に就職するケースが多いため、労働契約に競業避止義務を設ける必要がある。労働契約法では競業避止の対象者を高級管理職、高級技術者および企業の営業秘密を知る者に限定し、競業避止期間の上限を2年としたほか、当該期間中企業より経済補償金を支払うことを義務付けている。

さらに、労働契約の解除については、労働者および使用者との間の合意による解除、企業による解雇、整理解雇、従業員による解除等の規定が設けられているが、職業病または業務上の負傷であり、かつ労働力の

一部または全部の喪失が認定された場合や、病気の治療期間中である場合および女性従業員が妊娠中、出産期あるいは授乳期内である等の場合には労働契約を解除することができないので注意が必要である。なお、企業が従業員を解雇する場合、事前に労働組合にその理由を通知しなければならず、労働組合の意見を聴取した上、その処理結果を書面で報告する義務があるとされている。そのため、企業による解雇が実質的に制約される可能性がある。また、リストラの要件についても厳格化されており、30日前の労働組合への説明に加え、労働行政機関への届出も義務付けられている。労働契約の解除および契約期間満了による終了の時には、企業による経済補償金の支払義務が生じる場合もある。

一方、労使間で労働紛争が生じた場合、企業内で調停を行うか、または労働行政当局の代表、労働組合の代表等から構成される労働仲裁委員会に仲裁を求める方法があるが、直接人民法院に提訴することはできない。